

家庭生活支援員さんを募集しています

奈良県、(株)メディカル・コンシェルジュなんば支社では、技能習得や就労、疾病等により日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭等のため、支援を行っていただく「家庭生活支援員」を広く募集しています。

●支援の内容及び必要な資格

- (1)「生活援助」・・・家事、介護その他の日常生活の支援をします。
※旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する方
又はこれと同等の研修を終了した方
- (2)「子育て支援」・・・保育サービス等の支援をします。
※保育士、幼稚園教諭又は看護師の資格を有する方

●支援を行う場所

- (1)「生活援助」は被生活援助者（依頼者）の居宅で行います。
- (2)「子育て支援」は次の場所のいずれかで行います。
 - ア 家庭生活支援員の居宅
 - イ 講習会等職業訓練を受講している場所
 - ウ 児童館等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所
(支援を受ける方の居宅も含まれます。)



●支援の時期・回数

ひとり親家庭等から支援依頼があった際に、依頼者が居住する市町村の近隣に在住の支援員の方にご都合を確認し、支援をお願いしています。従って、基本的には不定期のお仕事になります。

●家庭生活支援員の報酬等

家庭生活支援員として支援を行っていただいた場合は、別表に定められた基準により算定した額をお支払いします。しかし交通費（支援先での移動費用は除く。）等は支給できません。

●家庭生活支援員としての登録申し込み方法

家庭生活支援員としてお手伝いいただける方は、別紙登録申込書に必要事項を記入のうえ、下記申込先へ郵送又はFAXでお申し込み下さい。

※支援員様のプライバシーは堅く守りますので安心して申し込み下さい。



〈申し込み、問い合わせ先〉(株)メディカル・コンシェルジュなんば支社
〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波 4-4-1 難波駅前四丁目ビル 10F
TEL:0800-111-4744 FAX:06-7668-1475

〈別表〉家庭生活支援員の報酬基準

内 容		時間単価 (A)		宿泊単価 (B)	計 算 方 法
		9:00 ~18:00	18:00 ~翌日 9:00	22:00 ~5:00	
(1) 生活援 助	被生活援助者の居宅	1,860	2,320		A×時間
(2) 子育て 支援	ア 家庭生活 支援員の居宅	900	1,120	4,480	<対象児童が1人の場合> A×時間 B×泊数 <対象児童が2人以上の場合> {A+(A×0.5×2人目以降 の児童数)}×時間 {B+(B×0.5×2人目以降 の児童数)}×泊数
	イ 講習会等 職業訓練を受講 している場所	1,350			A×時間×家庭生活支援員の 人数
	ウ 児童館、母子生活 支援施設等ひとり親家 庭等の利用しやすい適 当な場所				

※訪問先から次の派遣先に移動する場合

内 容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
派遣先への移動費加算	0	930	1,860

